

JIS

火薬類の盗難防止設備の要求事項

JIS K 4832 : 2018

(公益社団法人全国火薬類保安協会/JSA)

平成 30 年 3 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	酒井 信介	東京大学
(委員)	伊藤 弘	公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター
	宇治 公隆	首都大学東京 (公益社団法人土木学会)
	大石 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	大瀧 雅寛	お茶の水女子大学
	奥田 慶一郎	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	奥野 麻衣子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
	金丸 淳子	公益財団法人共用品推進機構
	鎌田 実	東京大学
	河村 真紀子	主婦連合会
	佐伯 洋	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	椎名 武夫	千葉大学
	高田 祥三	早稲田大学
	高増 潔	東京大学
	千葉 光一	関西学院大学
	長井 寿	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	長田 三紀	全国地域婦人団体連絡協議会
	中村 一	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	奈良 広一	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	西江 勇二	一般財団法人研友社
	福田 泰和	一般財団法人日本規格協会
	榎 徹雄	東京都市大学
	三谷 泰久	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	棟近 雅彦	早稲田大学
	村垣 善浩	東京女子医科大学
	山内 正剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所
	和辻 健二	一般社団法人日本自動車工業会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 15.3.20 改正：平成 30.3.20

官 報 公 示：平成 30.3.20

原 案 作 成 者：公益社団法人全国火薬類保安協会

(〒104-0032 東京都中央区八丁堀 4-13-5 幸ビル TEL 03-3553-8762)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 用語及び定義	1
3 構成	2
3.1 火薬庫の扉	2
3.2 火薬庫に用いる錠	2
3.3 火薬庫の天井裏又は屋根に張る金網	3
3.4 火薬庫及び庫外貯蔵所に用いる自動警報装置	3
解 説	13

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、公益社団法人全国火薬類保安協会及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS K 4832:2003** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

火薬類の盗難防止設備の要求事項

Requirements for burglar-proofness of explosives

1 適用範囲

この規格は、火薬庫及び庫外貯蔵所に設ける火薬類取締法施行規則で定める扉、錠、金網及び自動警報装置（以下、盗難防止設備という。）の細部に対する要求事項について規定する。

2 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

2.1

火薬庫

火薬類取締法施行規則第 17 条に規定する火薬庫。

2.2

庫外貯蔵所

火薬類取締法施行規則第 16 条に規定する火薬庫外においてする火薬類の貯蔵所。

2.3

管理者

火薬庫又は庫外貯蔵所の管理責任者、管理責任者が指示した者及び管理責任者が定めた代理人（警備業を営む者などの第三者を含む。）。

2.4

面付錠（図 1 及び図 3 参照）

平らな部分（面という。）に取り付ける錠前。

2.5

レバータンブラ錠（図 1 参照）

合い鍵以外では錠が開かないようにするために錠ケースの中に仕込まれた部品がてこ（レバー）のように動く機構をもつ錠前。

2.6

本締錠（図 1 参照）

デッドボルトだけが出入りして施錠する機構をもつ錠前。

2.7

デッドボルト（図 1 参照）

ドアなどの錠を構成する部品の一つで、施錠するときにドア側の錠ケースから突出し、ドア枠側の穴（ストライク）に差し込まれる、かんぬきの部分。